

告 示

埼玉県告示第千三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

南畑土地改良区

二 事務所所在地

富士見市